

小野市立旭丘中学校 部活動方針

小野市立旭丘中学校

1 部活動指導目標

- 各部の特性を活かした体力・精神力づくりを推進する。
- 部員同士や教師との人間関係を大切に、活力ある部活動をつくる。
- 一人ひとりを伸ばしきる指導を推進する。
- 積極性、礼儀、マナーを身につける場面ととらえ指導する。
- 部活動時だけでなく、学校生活全般につなげる指導をする。

2 設置クラブについて

運動部	文化部
陸上競技部	吹奏楽部
軟式野球部	美術部
サッカー部	ボランティア部
女子ソフトテニス部	
男子バスケットボール部	
女子バスケットボール部	
男子バレーボール部	
女子バレーボール部	
男子卓球部	

3 部活動運営上の共通理解事項

- 全教師によって指導を行う。
- 顧問同士や学級担任が連絡を取り合い、生徒の理解と指導に努める。
- 施設、・道具・環境等に十分配慮し、安全な練習を心がける。特に夏季の熱中症対策を十分に
行うこと。
- 普段から救急時の体制を整えておくこと。
- 登校、下校時刻等、時間を意識して行動させる。
- 練習場、着替え場所、用具置き場の整理整頓を確実に指導する。
- 部長を中心として効果的な練習が進められるように、練習計画をあらかじめ作成する。
- 部活動懇談や保護者会を有効に活用し、保護者の理解と協力を得る。

4 活動中の監督について

- 顧問（最低1名）の監督のもと、指導することを原則とする。
- 出張等で顧問が不在の場合は、同一活動場所の顧問（グラウンド・体育館等）の監督のもと、活動

してもよい。ただし、活動については主将を中心に安全に留意し、自主的な活動ができる場合に限る。

○職員の間議中については、生徒の安全に配慮した活動を行わせるとともに、巡回指導する監督責任者を置く。

5 活動時間について

(1) 放課後活動

○A T終了後から完全下校15分前とし、活動時間は2時間とする。活動終了後、施設・道具等の片付けを確認し、速やかに下校させる。

【完全下校時刻】

時期	下校時刻
4月～7月	18:00
3月・9月	17:30
2月・10月	17:00
11月～1月	16:30

※上記を目安とし、下校時刻の切り替えを行う。

※10月～11月の移行において16:45下校の期間をはさむ。

(2) 朝練習

○朝練習については、生徒の健康管理、学習活動への影響、運動効果等を考慮した上で実施するものとする。生徒の登校時間についても配慮する。生徒・保護者・教職員の過度な負担とならないよう配慮し、活動時間は30分程度とする。

【登校時刻】

時期	登校時刻
3月～11月	7:00以降
12月～2月	7:15以降

※生徒の疲労回復、全校朝会を考慮し、原則として月曜日（月曜日が祝日の場合は火曜日）に朝練習は行わないようにする。

※始業式、終業式等の儀式的行事のある日の朝練習は行わない。

※「弁当」の日の朝練習は行わない。

6 休養日について

生徒の健康・体力等を考慮するのはもちろんのこと、職員の「勤務の適正化」の観点から、小野市部活動ガイドラインに従い各部とも以下のように休養日を設けることとする。

○学期中は、週あたり2日以上以上の休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日および日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。

※週末に大会参加等で2日間とも活動した場合は、休養日を他の日に振り替え、週あたり2日の休養日は確保する。その際、事前に学校長の承認を得ること。

○1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間

程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ、効率的・効果的な活動を行う。

○長期休業中は、学期中の休業日の設定に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養がとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養日を設ける。

※市内統一の休養日：8月11日～15日　12月29日～1月3日

○原則として期末テストについては、4日前より、中間テストについては3日前より活動を中止する。

○早朝練習を実施する場合は、生徒・保護者・教職員の過度な負担とならないよう配慮し、開始時間は全校統一とし、活動時間は30分程度とする。

7 対外試合、校外における活動について

○校外で活動する場合、自転車での移動を除き、原則として公共交通機関を利用する。やむを得ず保護者に送迎を依頼する場合、校外行事実施届にその旨を記入する。

○送迎中の事故については、市内中学生を対象とした小野市中体連の契約した保険で対応する。

（練習・試合中等のケガについては、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度で対応する。）

○試合、練習試合等の日程を早期に確認し、校外行事実施届を提出し、職員室の予定表に記入する。

○校外で活動する場合、原則として現地集合・現地解散は行わない。自転車で移動する時は、顧問が責任を持って、立ち当番を行い、交通安全に留意する。生徒解散後30分間は顧問1名が学校に待機する。

8 会計について

○学校集金の部活動費・PTA体育費、市中体連東播大会選手派遣費、県大会以上の市費援助等により、各部の会計を運営する。

○上記以外の経費を集金する場合（ユニフォームの購入、部独自の会費等）は保護者へ連絡し承認を得ること。

○各部ごとに出納帳を作成し、保護者に対して説明責任が取れるようにする。